

## 第5目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

### 1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

#### 現状と課題

保護を必要とする児童（要保護児童）は、児童福祉法により「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」とされていますが、特に、近年、痛ましい事件に至るケースも多く報告される児童虐待（身体的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、性的虐待、心理的虐待）の激増が問題となっています。

こうした虐待の発生には多様な要因があるため、一人ひとりの状態に合わせ、時機を失することなく、子どもの権利擁護に配慮しつつ適切な対応を取らなければなりません。

このため、発生予防からアフターケアまで、切れ目なく必要な施策を講じるとともに、被虐待児のみならず、両親の死亡や行方不明などにより保護者のない児童に対する家族的な温もりを伝えられる支援環境づくりを行っていくことが必要です。

#### 具体的な施策

##### （1）児童相談所による支援体制の強化

- 弁護士、精神科医、カウンセラーなどの協力を得て、親子関係の修復、家族再生のための取組みを強化します。
- 児童相談所毎に地域連絡会を実施します。
- 児童相談所における夜間相談体制充実に努めます。
- 相談支援機能や一時保護の充実のため、児童相談所の施設・設備の改善を図ります。

##### （2）地域における相談支援体制の構築・強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。
- 児童問題の相談窓口になる市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施します。
- 市町における虐待の発生予防のための事業展開を支援します。
- 全市町での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を働き掛けます。

##### （3）家族的な温もりを感じられる養育環境の確保

- 児童養護施設などの老朽化した施設の整備を支援するとともに、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの推進やケア担当職員の充実を図ります。
- 要保護児童の自立のため、県立えひめ学園の施設整備に努めます。
- 経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。
- 里親の資質向上や新規里親の開拓のほか、里親家庭の支援に努めます。

(4) 相談支援機関等の整備充実

- 心に様々な問題を抱え心理的な援助を必要としている子どもたちの治療を行う情緒障害児短期治療施設の設置を支援します。
- 南予地域に設置されている児童家庭支援センターの、東予地域、中予地域への設置を支援します。【再掲】

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
48 児童相談所における夜間相談体制の充実	中央児童相談所に 夜間休日の相談対応職員の確保		子育て支援課
49 一時保護所における環境改善（個別対応化）	児童相談所の被虐待児と非行児童などの 混合処遇の状況の改善		子育て支援課
50 児童相談所（東予・南予）の設備整備	建替えを検討の上、整備		子育て支援課
51 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	13 市町 (H21)	全市町 (H26)	子育て支援課
52 養育支援訪問事業の実施市町数	7 市町 (H21)	全市町 (H26)	子育て支援課
53 児童養護施設の改築	整備要望に対し、積極的に支援		子育て支援課
54 施設の小規模化の推進	6 施設 (H21)	10 施設 (H26)	子育て支援課
55 自立援助ホームの整備	0 か所 (H21)	3 か所 (H26)	子育て支援課
56 ファミリーホームの整備	0 か所 (H21)	3 か所 (H26)	子育て支援課
57 児童自立支援施設（えひめ学園）の整備充実	本館、体育館等の施設整備		子育て支援課
58 養育里親の登録数	36 世帯 (H21)	50 世帯 (H26)	子育て支援課
59 里親への委託児童数	20 人 (H21)	40 人 (H26)	子育て支援課
60 情緒障害児短期治療施設の整備	0 か所 (H21)	1 か所 (H26)	子育て支援課

【県内の児童養護施設・乳児院】

◆児童養護施設

施設名	設置経営主体	所在地	入所定員
愛媛慈恵会	(福) 愛媛慈恵会	松山市東本 2 丁目 13-3	105 名
松山信望愛の家	(福) コイノニア協会	松山市久万の台 251-1	75 名
親和園	(福) 親和園	松山市中野町甲 916	105 名
あすなろ学園	(福) コイノニア協会	今治市中堀 4 丁目 2-26	50 名
みどり寮	(福) 宇和島厚生協会	宇和島市住吉町 1 丁目 5-11	50 名
八幡浜少年ホーム	(福) 八幡浜少年ホーム	八幡浜市五反田 1-25	40 名
東新学園	新居浜市	新居浜市西連寺町 2 丁目 8-32	28 名
三愛園	(福) 三愛園	松山市和田甲 125	30 名
吾子苑	(福) 吾子苑	宇和島市吉田町立間尻甲 747	30 名
近永愛児園	宇和島地区広域事務組合	北宇和郡鬼北町大字近永 495	40 名

◆乳児院

施設名	設置経営主体	所在地	入所定員
松山乳児院	(福) コイノニア協会	松山市久万ノ台 173	40 名
近永乳児院	宇和島地区広域事務組合	北宇和郡鬼北町大字近永 495	20 名

## 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート

### 現状と課題

一人ひとりの障害の状況に応じた就学の場の早期提供や、障害の程度にかかわらず、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

また、ノーマライゼーションの理念を基本として、障害の有無にかかわらず、全ての人の参加による全ての人のための社会づくり、すなわち「共に歩む地域づくり」を目指し、障害児（者）の自立と社会参加の促進に努めることも必要です。

### 具体的な施策

#### (1) 障害児等のニーズに対応できる支援体制の構築

- 知的障害児（者）に対する療育手帳の交付により、一貫した指導・相談と各種援助措置の便宜を図ります。
- 障害者自立支援協議会を設置し、相談支援に従事する人材の育成や関係機関のネットワーク化、地域の社会資源の拡充等、県内における相談支援体制の整備を図ります。
- 各種の療育指導や各種サービスの連絡調整等を行い、障害児等の地域生活を支援します。
- 在宅障害児及びその家族に対する居宅介護（ホームヘルプ）、デイサービス、短期入所（ショートステイ）等の整備を推進します。
- 在宅重症心身障害児（者）に対して通園による療育指導等を実施します。
- 保健所において、療育の必要な児童及びその保護者に対して、保健・医療・福祉などの関係機関や相談体制等について最適な情報を提供するとともに、療育指導等を実施します。
- 障害児に対する補装具及び日常生活用具の交付等により、自立の助長、日常生活の便宜向上を図ります。
- 障害児施設等に対して、歯科巡回診療車による口腔衛生思想の啓蒙、歯科保健指導、歯科検診等を実施します。
- 地域療育の中核施設である「子ども療育センター」において、教育、保健など関係機関と連携を図り、障害児に対する総合的な支援を実施します。

#### (2) 特別支援教育の充実

- 共に助け合い、支えあっていく社会をめざして、交流及び共同学習を推進します。
- 各学校で特別支援教育推進の中核となる特別支援教育コーディネーターの資質・能力の向上に努めます。
- 各特別支援学校が、幼稚園や保育所、小中学校等への支援を行うなど、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校としての機能の充実に努めます。
- 長期派遣研修（大学等）などを実施し、教員の資質の向上を図ります。

#### (3) 障害児（者）雇用の促進

- 障害児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組みを強化し、障害児（者）の雇用への移行の促進をめざします。

- 県の物品調達や発注工事等への障害児（者）雇用状況の考慮等を通じ、県内企業における障害児（者）雇用の促進を図ります。

#### （４）外国人児童生徒に対する支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組みを支援します。
- 日本語指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。

目標指標	基準値	目標値	担当
6.1 障害児（者）療育支援事業の実施か所数	13 か所 (H21)	13 か所 (H23)	障害福祉課
6.2 重症心身障害児（者）通園事業（A型）の実施か所数	1 か所 (H21)	1 か所 (H23)	障害福祉課
6.3 重症心身障害児（者）通園事業（B型）の実施か所数	4 か所 (H21)	5 か所 (H23)	障害福祉課
6.4 障害児ふれあい体験学習実施児童生徒数	85 人 (H20)	165 人 (H26)	特別支援教育課
6.5 個別の教育支援計画の作成率	65.6% (H20)	100% (H26)	特別支援教育課

【子ども療育センター】



### 3 母子家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進

#### 現状と課題

近年の離婚件数の増加等により母子家庭・父子家庭が増加しており、それに合わせてひとり親の下で養育監護される子どもたちも増加しています。

ひとり親家庭は、ひとり親となった直後から、それまでの生活が一変し、母子家庭・父子家庭ともに特有の問題を抱えることとなりますが、中でも経済問題は、特に母子家庭において深刻であり、1人親世帯の相対的貧困率は54.3%（平成18年）と、OECD加盟30カ国中最悪であることが厚生労働省の調査で明らかとなりました。そして、この問題は、親からその子どもたちへ継承される「負の連鎖」を招きやすいことが分かっています。

こうした連鎖を断ち切り、生活の安定や子どもの健全な成長のために、母子家庭には、子育て・生活支援や児童扶養手当等の経済的支援に加え、就業による自立支援を行っていくことが必要です。また、父子家庭に対しても、その多くが児童の養育や家事に関する悩みを抱えており、こうした問題に関する支援が必要です。

#### 具体的な施策

##### （1）母子家庭の安定した就業促進

- 就業に関する相談、職業能力向上のための技能修得など、総合的な就業支援体制の充実に努めます。
- 母子家庭の母等を対象とした職業訓練コースを、民間教育訓練機関への委託により実施します。

##### （2）母子家庭等に対する生活面の支援

- 保育所への優先入所等への配慮や居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の推進に努めます。
- 県営住宅への母子家庭等の優先的入居の受付を実施します。

##### （3）母子家庭等の経済的負担の軽減

- 必要な資金の貸付や児童扶養手当等の適正な支給、医療費の一定額の助成等により、経済面での支援体制の推進に努めます。

##### （4）母子家庭等に対する相談・支援体制の充実

- 母子自立支援員等を中心とした相談・支援体制の充実に努めます。
- 養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- 母子家庭等の支援に取り組んでいる母子寡婦福祉団体、NPO等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。

目標指標	基準値	目標値	担当
6.6 母子家庭の母等を対象とした職業訓練受講者の就職率	65% (H18～H20の平均)	70% (H26)	労政雇用課
6.7 就業支援講習会受講生の就業率	17.1% (H18～H20)	25.0% (H26)	子育て支援課
6.8 自立支援教育訓練費受給者の就業率	55.6% (H18～H20)	66.7% (H26)	子育て支援課
6.9 高等技能訓練促進費受給者の就業率	66.7% (H18～H20)	100% (H26)	子育て支援課

【ひとり親（母子・父子）家庭等支援制度（母子家庭・父子家庭共通のもの）】

○日常生活支援事業

概要	技能習得や就職活動等の自立促進に必要な事由または疾病、看護等の社会的事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。
対象者	母子家庭、父子家庭、寡婦
支援内容	乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品等の買物、医療機関との連絡等
費用負担	70円～300円（ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料）

（問い合わせ先）

愛媛県母子寡婦福祉連合会または市町役場

○小口資金貸付事業

概要	母子家庭の母または父子家庭の父が、生活や病気のため、少額の資金を緊急に必要とする場合に、市町が無利子で貸付を行います。
貸付限度額	20,000円～100,000円（市町によって異なります）
償還期間	2～12ヶ月（市町によって異なります）

（問い合わせ先）

市町役場

○法律等無料相談事業

概要	母子家庭、父子家庭または寡婦が生活上抱えている諸問題のうち、法律等の専門的な相談を行います。
対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
相談日	随時（弁護士等による相談）

（問い合わせ先）

愛媛県母子寡婦福祉連合会